第16号の43様式記載要領

1　この申告書は、法第160条の規定により自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合、また、法第177条の13第１項の規定により自動車税種別割の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。

2　「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。また、「申告区分」の欄で「７．変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（　）内の該当項目を○で囲むこと。

3　「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「環境性能割」及び「種別割」の各枠内に記入すること。また、移転登録による自動車税種別割の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車税環境性能割の課税対象外等、１から６までの項目に該当しない場合には、「７．その他」を選択し（　）内にその詳細を記入すること。

4　「登録年月日」、「初度登録年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

5　「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○○様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。

6　「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

7　「用途」の欄で「０７．バス（その他）」、「０９．特種用途自動車」又は「１０.その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（　）内にその詳細を記入すること。

8　「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。

9　「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（　）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。

10　「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。

11　「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度登録年月からの経過年数を記入すること。また、「３．その他」に該当する場合には、（　）内にその詳細を記入すること。

12　「通常の取得価額」の欄には、法第156条に規定する通常の取得価額を記入すること。

13　「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。

14　「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50％低減又は平成17年排出ガス基準75％低減達成車のことを、「★★★」は平成30年排出ガス基準25％低減又は平成17年排出ガス基準50％低減達成車のことをいう。

なお、平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】の01～11又は【2.5t以下バス・トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を満たしている自動車については、「32年度燃費基準＋40％達成」は「22年度燃費基準＋110％達成」に、「32年度燃費基準＋30％達成」は「22年度燃費基準＋95％達成」に、「32年度燃費基準＋20％達成」は「22年度燃費基準＋80％達成」に、「32年度燃費基準＋10％達成」は「22年度燃費基準＋65％達成」に、「32年度燃費基準達成」は「22年度燃費基準＋50％達成」に、「27年度燃費基準＋25％達成」は「22年度燃費基準＋57％達成」に、「27年度燃費基準＋20％達成」は「22年度燃費基準＋50％達成」に、「27年度燃費基準＋15％達成」は「22年度燃費基準＋44％達成」に、「27年度燃費基準＋10％達成」は「22年度燃費基準＋38％達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車】

01．★★★★かつ32年度燃費基準＋40％達成ガソリン車（非課税）
02．★★★★かつ32年度燃費基準＋30％達成ガソリン車（非課税）
03．★★★★かつ32年度燃費基準＋20％達成ガソリン車（非課税）
04．★★★★かつ32年度燃費基準＋10％達成ガソリン車（非課税）（■2.9.30まで）
05．★★★★かつ32年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（■2.9.30まで）
06．★★★★かつ27年度燃費基準＋10％達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）（■2.9.30まで）
07．01～06に該当しないガソリン車（自家用：2/100、営業用：2/100）（■2.9.30まで）
08．★★★★かつ32年度燃費基準＋10％達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：非課税）（■2.10.1以降）
09．★★★★かつ32年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）（■2.10.1以降）
10．★★★★かつ27年度燃費基準＋10％達成ガソリン車（自家用：3/100、営業用：1/100）（■2.10.1以降）
11．01～03及び08～10に該当しないガソリン車（自家用：3/100、営業用：2/100）（■2.10.1以降）
12．★★★★かつ32年度燃費基準＋40％達成ＬＰＧ車（非課税）
13．★★★★かつ32年度燃費基準＋30％達成ＬＰＧ車（非課税）
14．★★★★かつ32年度燃費基準＋20％達成ＬＰＧ車（非課税）
15．★★★★かつ32年度燃費基準＋10％達成ＬＰＧ車（非課税）（■2.9.30まで）
16．★★★★かつ32年度燃費基準達成ＬＰＧ車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（■2.9.30まで）
17．★★★★かつ27年度燃費基準＋10％達成ＬＰＧ車（自家用：2/100、営業用：1/100）（■2.9.30まで）
18．12～17に該当しないＬＰＧ車（自家用：2/100、営業用：2/100）（■2.9.30まで）
19．★★★★かつ32年度燃費基準＋10％達成ＬＰＧ車（自家用：1/100、営業用：非課税）（■2.10.1以降）
20．★★★★かつ32年度燃費基準達成ＬＰＧ車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）（■2.10.1以降）
21．★★★★かつ27年度燃費基準＋10％達成ＬＰＧ車（自家用：3/100、営業用：1/100）（■2.10.1以降）
22．12～14及び19～21に該当しないＬＰＧ車（自家用：3/100、営業用：2/100）（■2.10.1以降）

【2.5t以下バス・トラック】

23．★★★★かつ27年度燃費基準＋25％達成ガソリン車（非課税）
24．★★★★かつ27年度燃費基準＋20％達成ガソリン車（非課税）
25．★★★★かつ27年度燃費基準＋15％達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
26．★★★★かつ27年度燃費基準＋10％達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）
27．23～26に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

【2.5t超3.5t以下バス・トラック】

28．★★★★かつ27年度燃費基準＋15％達成ガソリン車（非課税）
29．★★★★かつ27年度燃費基準＋10％達成ガソリン車（非課税）
30．★★★★かつ27年度燃費基準＋５％達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
31．★★★★かつ27年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）
32．★★★かつ27年度燃費基準＋15％達成ガソリン車（非課税）
33．★★★かつ27年度燃費基準＋10％達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
34．★★★かつ27年度燃費基準＋５％達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）
35．30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10％低減かつ27年度燃費基準＋15％達成ディーゼル車（非課税）
36．30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10％低減かつ27年度燃費基準＋10％達成ディーゼル車（非課税）
37．30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10％低減かつ27年度燃費基準＋５％達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
38．30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10％低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100）
39．21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準＋15％達成ディーゼル車（非課税）
40．21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準＋10％達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
41．21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準＋５％達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100）
42．28～41に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

【3.5t超バス・トラック】

43．28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10％低減かつ27年度燃費基準＋15％達成ディーゼル車（非課税）
44．28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10％低減かつ27年度燃費基準＋10％達成ディーゼル車（非課税）
45．28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10％低減かつ27年度燃費基準＋５％達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
46．28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10％低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100）
47．21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準＋15％達成ディーゼル車（非課税）
48．21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準＋10％達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
49．21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準＋５％達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100）
50．43～49に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

【その他の自動車】

51．電気自動車、天然ガス自動車（30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は21年排出ガス基準10％低減）（非課税）
52．プラグインハイブリッド自動車（非課税）
53．クリーンディーゼル乗用車（30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準適合）（非課税）

15　上記14の01～50及び53のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。

なお、「構造」の欄については、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「Ａ」、「Ｂ１」又は「Ｂ２」のいずれか該当する項目を選択すること。「Ａ」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「Ａ」以外の場合のうち（ろ）に掲げる要件に該当する場合を「Ｂ１」、「Ｂ１」以外のものを「Ｂ２」という。

（い）最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
（ろ）乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
（は）運転室の前方に原動機を有するものであること。

16　「バリアフリー・ＡＳＶ特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

なお、「トラック」はけん引車及び被けん引車を除いたもの、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。

01．ノンステップバス〈1,000万円控除〉
02．リフト付きバス（乗車定員30人以上）〈650万円控除〉
03．リフト付きバス（乗車定員30人未満）〈200万円控除〉
04．ユニバーサルデザインタクシー〈100万円控除〉
05．ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（3.5t超８t以下トラック）〈350万円控除（■1.10.31まで）〉
06．ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（５t以下バス等）〈350万円控除（■1.10.31まで）〉
07．ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（５t超12t以下バス等）〈350万円控除（■1.10.31まで）〉
08．ＡＳＶ（車両安定性制御装置搭載車両）（3.5t超８t以下トラック）〈350万円控除（■1.10.31まで）〉
09．ＡＳＶ（車両安定性制御装置搭載車両）（５t超12t以下バス等）〈350万円控除（■1.10.31まで）〉
10．ＡＳＶ（車線逸脱警報装置搭載車両）（3.5t超８t以下トラック）〈175万円控除（■1.10.31まで）〉
11．ＡＳＶ（車線逸脱警報装置搭載車両）（20t超22t以下トラック）〈175万円控除（■2.10.31まで）〉
12．ＡＳＶ（車線逸脱警報装置搭載車両）（５t以下バス等）〈175万円控除（■1.10.31まで）〉
13．ＡＳＶ（車線逸脱警報装置搭載車両）（５t超12t以下バス等）〈175万円控除（■1.10.31まで）〉
14．ＡＳＶ（車線逸脱警報装置搭載車両）（12t超バス等）〈175万円控除（■1.10.31まで）〉